

第35回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成20年3月25日(火)
午前10時
場所 宮城県行政庁舎9階
第一会議室

第35回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成20年3月25日(火)午前10時から午前10時40分まで
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|---------|
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 | 長谷川 幸 夫 |
| ・仙台検疫所次長 | 山 口 秀 一 |
| ・横浜植物防疫所塩釜支所長 | 夏 井 勉 |
| ・東北運輸局交通環境部物流課課長補佐
(物流課長 穴 戸 紳一郎 代理) | 千代谷 昇 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 | 戀 塚 貴 |
| ・宮城海上保安部交通課長
(警備救難課長 本 田 雄 一 代理) | 藤 田 啓 一 |
| ・東北地方整備局企画部事業調整官 | 舟 山 和 重 |
| ・仙台市経済局国際経済・観光部集客プロモーション課
国際プロモーション室長
(集客プロモーション課長 嶺 岸 浩 友 代理) | 壹 岐 昇 |
| ・塩竈市産業部みなとまちづくり課長
(産業部長 荒 川 和 浩 代理) | 神 谷 統 |
| ・気仙沼市建設部土木課長
(建設部長 高 須 正 美 代理) | 金 野 孝 |
| ・女川町水産農林課漁港係技術主幹
(水産農林課長 阿 部 憲 一 代理) | 堂 賀 貞 義 |
| ・宮城県企画部次長 | 東 野 真 人 |
| ・宮城県農林水産部次長 | 梅 原 廣 |
| ・宮城県土木部次長 | 土 井 敏 |
| ・宮城県土木部次長(技術担当) | 藤 吉 信 之 |

3 議題

(1) 報告

第34回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

議案第1号 御崎港港湾隣接地域の指定について

議案第 2 号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の変更について

議案第 3 号 松島港港湾隣接地域の変更について

4 審議経過の概要

（ 1 ）開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。（報道機関 2 名）

（ 2 ）挨拶

宮城県土木部藤吉次長から，今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

（ 3 ）会議成立の確認

事務局から，幹事総数 20 名中出席 15 名，うち本人出席 9 名，代理出席 6 名で過半数の定足数に達しており，宮城県地方港湾審議会条例第 7 条第 2 項及び同運営規則第 6 条第 4 項の規定により，本幹事会が成立していることが報告された。

（ 4 ）議長選出

宮城県地方港湾審議会運営規則第 6 条第 3 項の規定により，藤吉幹事が議長となった。

（ 5 ）議事録署名人の指名

横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長の長谷川幹事と横浜植物防疫所塩釜支所長の夏井幹事が指名された。

（ 6 ）議事

イ 報告

第 3 4 回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から，第 3 4 回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のその後の経過等が報告された。

（質疑なし）

ロ 審議

（イ）議案第 1 号 御崎港港湾隣接地域の指定について

事務局から，御崎港港湾隣接地域の指定について，議案書により説明された。

< 議長 藤吉幹事 >

ただいま事務局から説明のありました議案第 1 号につきまして，御意見，御質問等はありませんか。

（質疑なし）

< 議長 藤吉幹事 >

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 藤吉幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして報告することにいたします。

(口) 議案第2号 仙台塩釜港(塩釜港区)港湾隣接地域の変更について

事務局から、仙台塩釜港(塩釜港区)港湾隣接地域の変更について、議案書により説明がなされた。

<議長 藤吉幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 藤吉幹事>

それではお諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 藤吉幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして報告することにいたします。

(八) 議案第3号 松島港港湾隣接地域の変更について

事務局から、松島港港湾隣接地域の変更について、議案書により説明がなされた。

<議長 藤吉幹事>

事務局から説明のありました議案第3号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(質疑なし)

<議長 藤吉幹事>

それではお諮りいたします。議案第3号につきましては、原案のとおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 藤吉幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして報告することにいたします。

<議長 藤吉幹事>

それでは、今回の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(発言なし)

<議長 藤吉幹事>

特にないようですので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様には、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第35回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。幹事の皆様方には長時間にわたり御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第35回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人
